

歳入徴収官の代行機関業務

○ 概 要

日本銀行代理店等において、適用事業所等が厚生年金保険料や国民年金保険料等を納付すると、日本銀行から保険料等を納付した適用事業所等を管轄する日本年金機構の都道府県事務センター（以下「各事務センター」という。）へ領収済通知書が送付されます。

各事務センターでは、送付された領収済通知書に基づき、保険料等納入に関わる事務処理を行っています。

厚生年金保険料等の歳入徴収官である年金局事業管理課長は、各事務センターでの領収済通知書の受領に関する事務処理を確認するため、地方厚生局の職員を年金特別会計の歳入徴収官の代行機関として指定しています。

【 歳入徴収官 】

歳入の徴収に関する事務（調査決定、納入の告知、徴収簿の登記、歳入に関する諸報告等）を行う者

○ 業務内容

関東信越厚生局においては、各事務センターから送付される領収済通知書受付日計表等により領収済通知書の受領に関する事務処理が適切に行われているかの確認を行っています。

また、必要に応じて、各事務センターを巡回し、領収済通知書の受領が適正になされていることの確認を行っています。